

議案第13号

沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準の一部を改正する告示について

沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準の一部を改正する告示

沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準（昭和52年沖縄県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1の7、第2の1の(1)、第2の2及び第2の3中「一に」を「いずれかに」に改める。

第4の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

第4の2中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 技術的特色を示すもの

第5の1及び第5の2中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5に次のように加える。

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 技術の発生又は成立を示すもの

(2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

第10の1及び第10の2中「一に」を「いずれかに」に改め、第10の4中「前3項」を「前4項」に改め、第10中4を5とし、第10の3中「前2項」を「前3項」に改め、第10中3を4とし、第10の2の次に次のように加える。

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 技術の発生又は成立を示すもの

(2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

### 附 則

この告示は、平成17年 月 日から施行する。

## 告示案の概要説明

教育庁文化課

### 1 制定の経緯及び必要性

文化財保護法の一部が改正（平成17年4月1日施行）され、民俗文化財の指定分野として民俗技術が新たに加わったことに伴い、沖縄県の民俗文化財の指定分野についても民俗技術を新たに加えるため、沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準を改める。

### 2 案の概要

沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準のうち、第4県指定有形民俗文化財指定基準、第5県指定無形民俗文化財指定基準、ならびに第10記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準に、新たに民俗技術にかかる指定・選択基準を追加する。

### 3 根拠法令

文化財保護法

### 4 関係各課との調整状況

特になし。

### 5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準

新旧対照表

新	旧
○沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準	
第1 県指定有形文化財指定基準 1～6 (略) 7 建造物の部 建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、墓等）の各時代の建造物遺構及びその部分で建築的技法になるもののうち次の各号のいずれかに該当するもの	第1 県指定有形文化財指定基準 1～6 (略) 7 建造物の部 建造物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、墓等）の各時代の建造物遺構及びその部分で建築的技法になるもののうち次の各号の二に該当するもの
第2 県指定無形文化財指定基準 1 芸能関係 (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号のいずれかに該当するもの	第2 県指定無形文化財指定基準 1 芸能関係 (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの (2) (略)
2 工芸技術関係 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号のいずれかに該当するもの	2 工芸技術関係 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの
3 空手、古武術関係 (1) 空手、古武術のうち次の各号のいずれかに該当するもの	3 空手、古武術関係 (1) 空手、古武術のうち次の各号の一に該当するもの
第3 (略)	第3 (略)
○沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択基準	
第4 県指定有形民俗文化財指定基準	第4 県指定有形民俗文化財指定基準

新旧対照表

新	旧
1 (略)	1 (略)
2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの
(1) ~ (3) (略)	(1) ~ (3) (略)
(4) <u>技術的特色を示すもの</u>	(4) <u>生活階層の特色を示すもの</u>
(5) <u>生活階層の特色を示すもの</u>	(5) <u>職能の様相を示すもの</u>
(6) <u>職能の様相を示すもの</u>	3 (略)
3 (略)	
第5 県指定無形民俗文化財指定基準	第5 県指定無形民俗文化財指定基準
1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なものの 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なものの 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、重要なもの 2 民俗芸能のうち次の各号の一に該当し、重要なもの
(1) <u>技術の発生又は成立を示すもの</u>	
(2) <u>技術の変遷の過程を示すもの</u>	
(3) <u>地域的特色を示すもの</u>	
第6 ~ 第9 (略)	第6 ~ 第9 (略)
第10 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準	第10 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準
1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なものの 2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なものの 3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの	1 風俗慣習のうち次の各号の一に該当し、重要なもの 2 民俗芸能のうち前の二に該当し、重要なもの 3 無形の民俗文化財のうち前2項には該当しないが、県指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの
(の)	(の)

新旧対照表

新	旧
(1) <u>技術の発生又は成立を示すもの</u>	
(2) <u>技術の変遷の過程を示すもの</u>	
(3) <u>地域的特色を示すもの</u>	
4 <u>無形の民俗文化財のうち前3項には該当しないが、県指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの</u>	4 他民族に係る前3項に規定する無形の民俗文化財で県民の生活文化との関連上特に重要なものの
5 <u>他民族に係る前4項に規定する無形の民俗文化財で県民の生活文化との関連上特に重要なもの</u>	